

業務および財産の管理に関する計画

～金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書～

平成13年5月15日

朝銀近畿信用組合
金融整理管財人

目 次

	頁
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	1
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	2
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	2
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	2
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議、業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	2
(1) 与信業務運営方針	2
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) 投資業務運営方針	4
(4) 経費運営方針	4
(5) その他の業務運営方針	4
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	4
1. 経営責任の明確化	4
(1) 旧経営陣の辞任等	4
(2) 役員退職慰労金	5

	頁
2. 経費の削減	5
(1) 人員及び人件費の削減	5
(2) 物件費の削減	5
3. 店舗統廃合	6
4. 保有資産の処分	6
5. 内部管理体制の整備	6
6. 関連会社の整理	6
7. 不良債権の回収強化	6
IV. 法令等の遵守	6
V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等 ...	7

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当信用組合は、平成12年12月29日、金融再生委員会に対し「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、「業務又は財産の状況に照らし、預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行い、これを受けて、同日、金融再生委員会より金融再生法第8条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

当信用組合は、こうした事態に至ったことを真摯に受け止め、円滑な事業譲渡を目指していくため、金融再生法第14条に基づき「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効果的に行うことにより、金融仲介機能の維持に努め、当信用組合の事業価値の劣化を防止しながら、円滑な事業譲渡を可及的速やかに行います。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、善意かつ健全な借手に対してきめ細かな融資対応に努めつつ、優良な顧客基盤の維持と地域金融機関としての信認や信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨及び協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら、資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

受皿金融機関への円滑な事業譲渡を図るため、法令規則及び業務改善命令等の措置遵守を組合内に徹底させ、事務の厳正化、事務改善及び相互牽制の徹底等新たな内部管理体制を確立いたします。

6. 旧経営者等の責任追及体制の確立等

当信用組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第18条の趣旨に基づき、1月22日に「経営責任解明委員会」を設置したところであり、旧経営者等の責任を明確にいたします。

II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営につきましては、金融システムの維持、善意かつ健全な借手の保護という金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

また、当信用組合が在日朝鮮・韓国人を主な取引先としてきた経緯もあり、民族系金融機関としての信頼を回復することにより、地域に密着した金融機関としての価値の維持を図り、可及的速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

当信用組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人3名により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うこととしました。

また、金融整理管財人、管財人団と当信用組合職員との間で意思疎通を図りつつ十分な審議を行い、業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置しました。「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務につきましては、金融再生法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮

しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

なお、与信判断にあたっては、当信用組合の歴史的経緯や社会的基盤等を踏まえ、特に善意かつ健全な借手に対しては、きめ細かな対応に努めます。

① 債務者区分別与信方針

「正常先」につきましては、債務者の実態や信用力、案件の妥当性を十分審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」につきましては、債務者の債務履行状況、財務状況の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応します。

「破綻懸念先」・「実質破綻先」・「破綻先」につきましては、原則として与信は行いません。

「純新規先」につきましても、原則として与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応していきます。

③ 与信最高限度額

「正常先」は、原則として「管理を命ずる処分」を受けた日から過去 1 年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則として「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものといたします。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等十分留意し、適切な運営を行います。

⑤ 不良債権の回収

特に問題がある要注意先や破綻懸念先以下の貸出について、回収体制を整備し、回収に努力いたします。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当信用組合に

対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係先と綿密に連絡を取りながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利・期間等につきましては、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外はマーケット動向を見つつ、効率的な売却を図り、新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費支出につきましては、業務運営上必要不可欠なものに限定して行います。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務につきましては、金融仲介機能の維持並びに取引基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

「管理を命ずる処分」を受け、理事長（代表理事）につきましては平成12年12月30日に、副理事長2名につきましては平成13年1月19日に、それぞれ辞任しております。

また、その他の役員（常務理事4名）につきましては、全員から辞表の提出はありましたが、今後の円滑な事業譲渡を進めていく上で協力が必要なことから、辞表の受理を留保しております。

(2) 役員退職慰労金

上記の理事長、副理事長の辞任に伴う役員退職慰労金につきましては、一切支給しておりません。その他の現役員につきましても、今後の辞任に際しては支給しない方針です。

また、既に退職した代表理事については、自主的な返還請求を行う予定です。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

当信用組合は、平成9年11月17日に近畿地域の朝銀5信用組合が合併し、平成10年5月11日に朝銀大阪信用組合の事業譲受けを行いました。合併前から、人員削減を継続的に実施しており、平成12年12月末現在では平成9年3月のピーク時に比べ、約20%減の705人となっております。

今後も当信用組合の金融仲介機能の維持を図りながら人員配置の見直し等合理化策を講じつつ、事業譲渡が明らかになる過程で、必要に応じて人員の見直しを行ってまいります。

<従業員数の推移> (単位：名)

	ピーク	9年3月期 (実績)	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (想定)	13年12月末 (目標)	ピーク比
役職員数	880 (9年3月期)	880	787	699	707	677	600	△ 280
うち男性	601	601	556	502	502	469	445	△ 156
うち女性	279	279	231	197	205	208	155	△ 124

(注) 10年3月期以前の計数には、被合併4組合及び朝銀大阪信用組合を含む。

<人件費の推移> (単位：百万円)

	ピーク	8年度 (実績)	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (想定)	13年度 (目標)	ピーク比
人件費	5,980 (8年度)	5,980	5,368	5,005	4,554	4,400	3,600	△2,380

※上記目標人数を前提とした年間想定額

(2) 物件費の削減

当信用組合では、従来から物件費の削減を進めてまいりましたが、今後も更なる削

減に努めます。

<物件費の推移>

(単位:百万円)

	ピーク	8年度 (実績)	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (想定)	13年度 (目標)	ピーク比
物件費	4,469 (9年度)	4,307	4,469	3,349	2,797	2,594	2,110	△2,359

3. 店舗統廃合

平成10年4月から平成11年1月にかけて、高島、田辺、山科、右京、桜井、亀岡の6支店を統廃合いたしました。また、業務の効率化及び経費削減の観点から、平成13年3月9日付で管理部と管理第二部を統合し、本部組織のスリム化を図っております。引き続き、店舗・組織の統廃合を検討していくとともに、事業譲渡先を選定していく中で適切な措置を講じてまいります。

4. 保有資産の処分

保有資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分してまいります。

5. 内部管理体制の整備

内部管理事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図ります。

6. 関連会社の整理

関連会社につきましては、関係諸法令との適合性、必要性等を考慮のうえ見直しを行います。

7. 不良債権の回収強化

事業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の管理・回収体制を充実・強化いたします。

IV. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他の関係法令を遵守し、金融再生法及び銀行法の業務改善

命令の趣旨に則り、公正かつ的確な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。

また、日々の業務運営が適切に遂行されることを確保するため、検査室による検査を実施し、検査室から定期的に金融整理管財人に報告させることといたします。

万が一にも、関係する法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合には、厳正な処分を行います。

V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条に定められた当信用組合の旧経営陣（理事若しくは監事またはこれらの者であった者）等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告訴・告発の調査を行うため、金融整理管財人のもとに1月22日「経営責任解明委員会」を設置いたしました。

今後、「経営責任解明委員会」による調査結果に基づき、必要に応じ民事提訴、刑事告訴・告発等について検討してまいります。

また、上記調査については速やかに完了し、責任の明確化に努めます。